

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 1 月 4 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称

住所

^{フリガナ}代表者氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

〒630-0101 奈良県生駒市高山町12556

株式会社 弥生設備

代表取締役 宇野佑弥

TEL/FAX 0743 89 5046

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和4年1月4日

申請者 氏名又は名称
住 所
代表者氏名

〒630-0101 奈良県生駒市高山町12556
株式会社 弥生設備
代表取締役 宇野 佑弥
TEL/FAX 0743 89 5046

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 宇野 佑弥 取締役 宇野 文江 取締役 宇野 彩菜	
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 ^{セヨイセツビ} 弥生設備
上記事業所の所在地	郵便番号 630-0101 住所 生駒市高山町12556 電話番号 0743 89 5046 F AX番号 0743 89 5046 メールアドレス uno98659805@gmail.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
宇野 佑弥	303116

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表 (水道法施行規則第18条関係)

機 械 器 具 調 書

令和 4 年 1 月 4 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用 機械器具	フレックスマシン	9533B 960w	2台	
	レシプロソー	JR187DRGX 18V	1台	
	ライトカッター	L140S-N	1台	
	金切りのみ インベーターシルク	AWS 3907(K)	2丁	
	インベーター	VC-0327	1丁	
	インベーター	VC-0363	1丁	
	クニブカッター	RBN 22	1丁	
管の加工用 機械器具	REXパイプマシン	S40AIII 8A40A	1台	
	パイプ不断水穿孔機	φ13 ~ φ25	1台	
	パイプ断水機 カオリ	SS-50	1台	
	インマドリル	HR2631F	1台	
	インパクトドライバー	TD161DRGX	1台	
接合用 機械器具	エアドリル	SPJ-123C	1台	
	ト-4ラコフ		1	
	インレジエブルカー SK007 パイプシム	SK 007	1台	
水圧テストポンプ	手動テスト	T-508	1台	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 4 年 1 月 4 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

〒630-0101 奈良県生駒市高山町12556
株式会社 弥生設備
代表取締役 宇野佑弥
TEL/FAX 0743 89 5046

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

現在事項全部証明書

奈良県生駒市高山町12556番地
株式会社弥生設備

会社法人等番号	1500-01-024536
商号	株式会社弥生設備
本店	奈良県生駒市高山町12556番地
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	令和3年4月1日
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅のリフォーム工事 2. 水まわりの緊急修理 3. 給排水給湯設備工事 4. 住宅設備機器の販売、施工 5. 店舗の改修工事 6. 産業廃棄物の収集運搬業 7. 輸入雑貨の販売 8. リサイクル商品の販売 9. 前各号に付帯する一切の業務
発行可能株式総数	240株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 60株
資本金の額	金300万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当会社が承認したものとみなす。
役員に関する事項	取締役 宇野 佑 弥
	取締役 宇野 文 江
	取締役 宇野 彩 菜
	奈良県生駒市高山町12556番地 代表取締役 宇野 佑 弥

奈良県生駒市高山町12556番地
株式会社弥生設備



これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 4年 1月 4日

奈良地方法務局
登記官

南 英 樹



整理番号 D262254

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2 / 2

株式会社弥生設備定款

令和3年3月26日 作成

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社弥生設備と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 住宅のリフォーム工事
2. 水まわりの緊急修理
3. 給排水給湯設備工事
4. 住宅設備機器の販売、施工
5. 店舗の改修工事
6. 産業廃棄物の収集運搬業
7. 輸入雑貨の販売
8. リサイクル商品の販売
9. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県生駒市に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、240株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得することについて当社の承認を要する。
当社の株主が当社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。
ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使

することができる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第12条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

- ② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第14条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第17条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第18条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第19条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、1人以上とする。

(資格)

第21条 当社の取締役は、当社の株主の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

第22条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第24条 当社に取締役2人以上いるときは代表取締役1人を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

- ② 代表取締役は社長とし、取締役1人のときは、当該取締役を社長とする。
- ③ 社長は、当社を代表し、会社の業務を統轄する。

(役付取締役)

第25条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財

産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第27条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第28条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

- ② 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額及び資本金の額)

第29条 当社の設立に際して出資される財産の価額は金300万円とし、その全額を資本金とする。

(最初の事業年度)

第30条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から令和4年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第31条 当社の設立時取締役は、次のとおりとする。

奈良県生駒市高山町12556番地

設立時取締役 宇野佑弥

奈良県生駒市壱分町1170番地3

設立時取締役 宇野文江

奈良県生駒市高山町12556番地

設立時取締役 宇野彩菜

(設立時の代表取締役)

第32条 当社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

奈良県生駒市高山町12556番地

設立時代表取締役 宇野佑弥

(発起人)

第33条 当社の発起人の氏名又は名称、住所及び発起人が設立に際して割当てを受ける設立時発行株式の数及びその払込金額は、次のとおりである。

奈良県生駒市高山町12556番地

宇野佑弥

普通株式60株 金300万円

(定款に定めのない事項)

第34条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社弥生設備を設立のため、発起人宇野佑弥の定款作成代理人である司法書士岩本有理は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和3年3月26日

発起人 奈良県生駒市高山町12556番地

宇野佑弥

上記発起人の定款作成代理人

奈良県生駒市西松ヶ丘1番43-404号

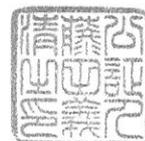
司法書士 岩本有理



同一の情報の提供

提供の日付： 令和3年3月30日

公証人： 藤田 義清



所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 奈良合同公証役場

奈良市大宮町3丁目4番33号

中井ビル3階

請求対象の登簿管理番号： 21-1401000802001731

1 請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の処理公証人： 藤田 義清

所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 奈良合同公証役場

奈良市大宮町3丁目4番33号

中井ビル3階

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一である。

この定款の写しは、原本に相違ありません。

令和4年1月4日

株式会社 弥生設備

代表取締役 宇野 佑弥、



第三〇三一六号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

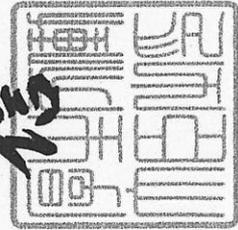
氏名 宇野 佑 弥

昭和六十年五月二十七日生

水道法(昭和二十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

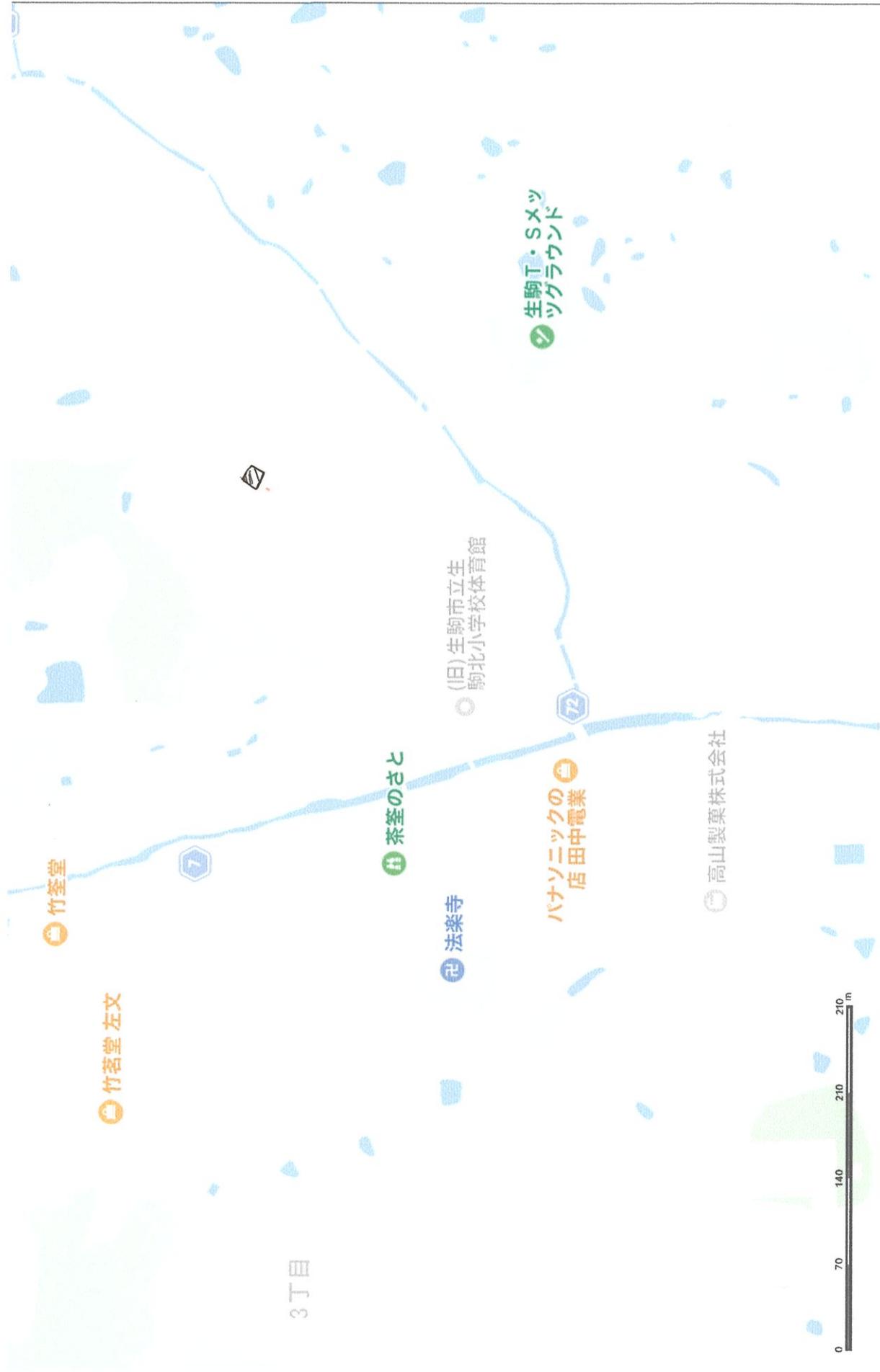
令和二年二月七日

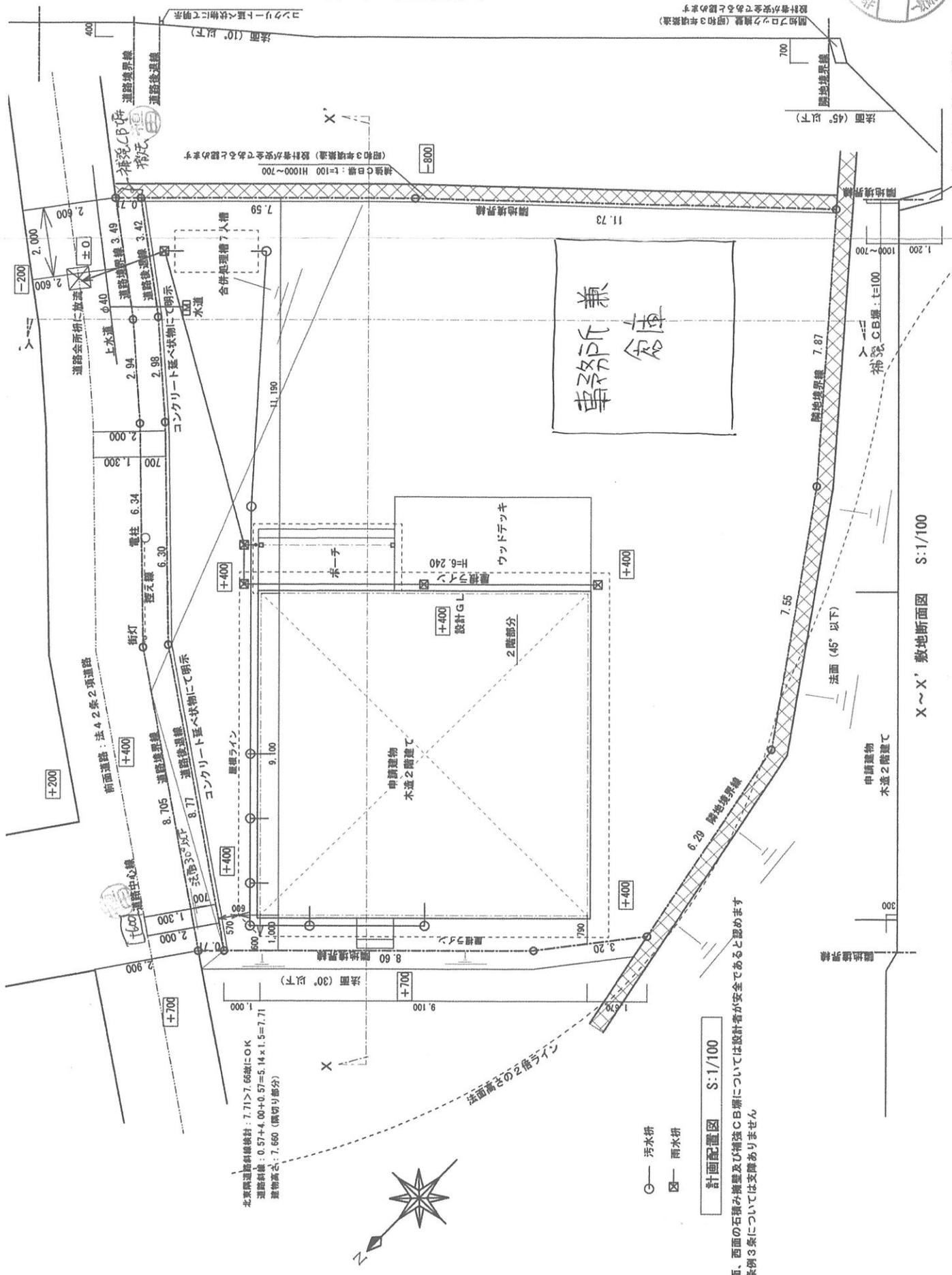
厚生労働大臣 加藤 勝 信





生駒市
奈良県





北東傾道直線傾斜率: $7.71 > 7.66$ ぬにOK
 道直線傾斜率: $0.57 + 4.00 + 0.57 = 5.14 \times 1.5 = 7.71$
 建物高さ: 7.660 (限切り部分)

計画配置図 S:1/100

- 汚水橋
- 雨水橋

南面、西面の石積み擁壁及び補強CB脚については設計者が安全であると認めます
 県条例3条については支障ありません

Y~Y' 敷地断面図 S:1/100

X~X' 敷地断面図 S:1/100



石積みの土留め (昭和3年頃築造)
 設計者が安全であると認めます

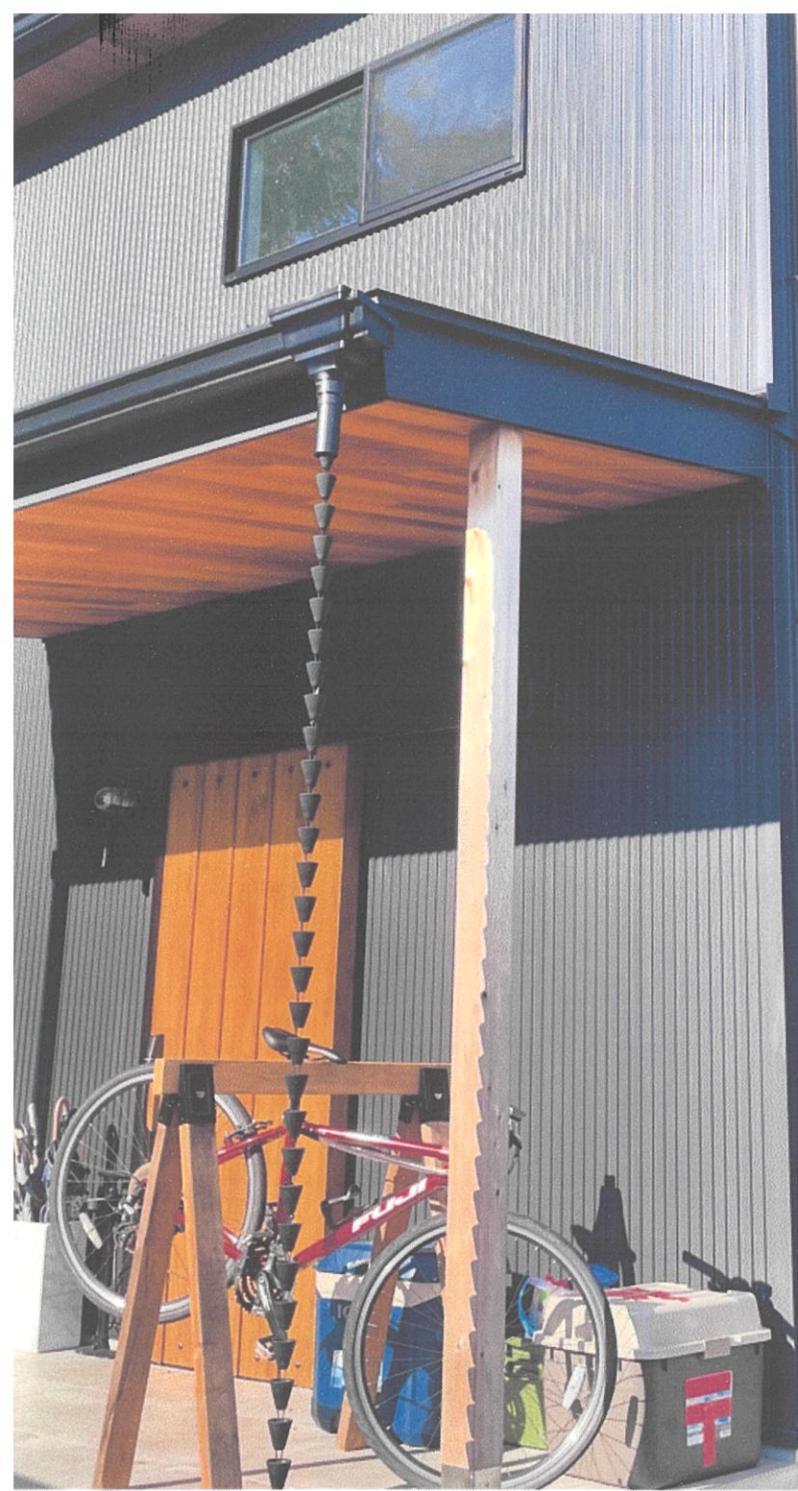
宇野邸 新築工事

サステイナブルデザイン(株)吉岡工務店

奈良市紀寺町405-8 TFL: 0742-23-0544

計画配置図・敷地断面図 SCALE:1/100

2 建築士 (奈良県) 第3238号 植田清三



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 1 月 4 日

申請者 氏名又は名称

住所

〒630-0101 奈良県生駒市高山町12556

代表者氏名

株式会社 弥生設備
代表取締役 宇野 佑弥

電話番号

TEL/FAX 0743 89 5046

FAX番号

メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和4年1月4日

届出者
氏名又は名称
住 所
代表者氏名

〒630-0101 奈良県生駒市高山町12556
株式会社 弥生設備
代表取締役 宇野 佑弥
TEL/FAX 0743 89 5046

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任
解任
の届出
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 弥生設備	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
宇野 佑弥	303116	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第三〇三一六号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 宇野 佑 弥

昭和六十年五月二十七日生

水道法(昭和三十年法律第百七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

令和二年二月七日

厚生労働大臣 加藤 勝 信

